


第 5239 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月 4日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ スマートフォンからの納税証明書

Q：スマートフォンから納税証明書の交付請求ができるようになったそうですが、どのようになっているのですか？

A：平成27年3月23日から交付請求ができるようになりました。

【解説】

平成27年3月23日より、スマートフォンやタブレット端末から、納税証明書の交付請求ができるようになりました。

納税証明書の交付請求をスマートフォンやタブレット端末で行う場合は、納税証明書を税務署窓口で書面により受け取ることができます。請求に当たっては電子署名及び電子証明書の送信は不要です。

手数料は、1税目1年度1枚370円となっており、書面で請求する場合(400円)に比べ、若干オトクになっています。

また、スマートフォン等で交付請求する場合は、窓口で書面により請求する場合に比べて短い時間で受取ることができるというメリットもあるとのこと。

なお、スマートフォン等でできる手続きには、次のようなものがあります。

- ①氏名、住所等の情報やメールアドレスの登録・確認・変更
- ②納付情報登録依頼、ダイレクト納付、インターネットバンキングへのリンク
- ③メッセージボックスの確認
- ④還付金状況の確認

